

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和7年12月分〉

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数 (関東運輸局管内)	営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数)
20251201	伊勢宮観光 株式会社(法人番号3040001093276) 代表者 干 丹	東京都足立区小台一丁目21番1-809号	本社営業所	東京都江戸川区鹿骨1-28-8-102	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年8月12日及び令和7年8月27日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20251202	明志 株式会社(法人番号7030001095096) 代表者 金沢 明	埼玉県川口市青木四丁目8番15号	本社営業所	東京都足立区舎人5-13-3大駒マンション301号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項	令和7年9月9日及び令和7年9月25日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
20251202	日野交通 株式会社(法人番号5020001018596) 代表者 三野 紗子	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-43-4	菅沢営業所	神奈川県横浜市鶴見区菅沢町16番地19号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和7年11月12日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)	0	0
20251209	株式会社 JOYMAP(法人番号1011501028916) 代表者 都 恒	東京都北区赤羽1-41-5 ATエミネンス303号室	本社営業所	東京都北区赤羽1-41-5 ATエミネンス303号室	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和7年9月4日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0
20251212	瀬谷交通 有限会社(法人番号6020002001550) 代表者 益田 裕隆	神奈川県横浜市瀬谷区北町40番地11号	本社営業所	神奈川県横浜市瀬谷区北町40番地11号	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和7年9月16日、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)初任運転者・高齢運転者・事故惹起運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0
20251218	おおもりタクシー株式会社(法人番号9010801007936) 代表者 渡邊 啓幸	東京都大田区大森南4-15-21	本社営業所	東京都大田区大森南4-15-21	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項	令和7年6月25日及び令和7年7月15日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

20251219	順翰 合同会社(法人番号 4020003026061) 代表者 栄 健	東京都足立区 東伊興3-7- 13	本社営業所	東京都足立区 東伊興3-7- 13	許可の取消し	道路運送法第86条第1項	令和7年9月18日、令和7年10月9日及び令和7年11月4日、新規許可を受けたこと及び法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。14件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)運行管理者の選任義務違反(運送法第23条第1項)、(3)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(4)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(7)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(8)乗務員等台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)乗務員等台帳の記載事項の不備(運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)整備管理者の選任(変更)の未届出(道路運送車両法第52条)、(14)許可等の条件違反(運送法第86条第1項)	90	90
----------	---	-------------------------	-------	-------------------------	--------	--------------	---	----	----

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)